

口座開設をされる外国籍のお客さまへのお願い

広島信用金庫

このたびは、当金庫へ口座開設のご相談をいただきありがとうございます。

近年、帰国された外国籍の方の口座が詐欺に悪用されるケースが増加しており、金融機関においてお客さまの情報について適切に管理することが求められております。

そのため、当金庫ではすべての外国籍のお客さまの口座開設時に下記の「公的書類」による確認を行わせていただくとともに、「在留カード」をご提示いただいた際は必要に応じて技能実習先や留学先への在籍確認等を行わせていただいております。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご提示いただく公的書類

「在留カード（原本）」 または 「特別永住者証明書（原本）」

※「在留カード」は有効期限まで3か月以上あるのものをご提示ください。

※「特別永住者証明書」は有効期限内のものをご提示ください。

※ご提示いただいた書類は、コピー（写し）をとらせていただきます。

※追加の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

2. 「在留カード」の場合、技能実習先や留学先へ在籍確認を行わせていただくことがあります。

- 追加書類のご提示をお願いすることがあります。
- 技能実習先や留学先へ訪問させていただくことがあります。
- 総合的判断により口座開設をお断りすることがあります。

- 帰国される際は必ず口座を解約してください。
- 在留期限を更新される場合、期限までに新しい在留カードをご提示いただくか、更新中の場合はその旨をお届けください。お届けがない場合にはお取引を制限させていただきます。